

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	天栄村

天栄村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県天栄村産業課
所在地 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78
電話番号 0248-82-2117
FAX番号 0248-82-2718
メールアドレス sangyouka@vill.tenei.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、カラス、カワウ、ニホンザル、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	天栄村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	—
	計	—
ツキノワグマ	—	—
	計	—
カラス	—	—
	計	—
カワウ	—	—
	計	—
ニホンザル	—	—
	計	—
ハクビシン	—	—
	計	—
ニホンジカ	—	—
	計	—
農産物被害合計		—
水産物被害合計		—
合計		—

(2)被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、令和3年度は農作物への被害が生じたという報告は受けていないものの、畦畔の掘り起こしなど農作物以外の被害が発生しており、イノシシが増加傾向にあることから、今後自家栽培の馬鈴薯やサツマイモなどへの被害が懸念される。

②ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は、令和3年度は報告を受けていないが、村内一円において、山間部を中心に多数目撃されており、自家栽培の果物(6月～9月)や養蜂(5月～8月)を中心に被害が想定されるほか人的被害が懸念される。

③カラス

カラスによる被害は、令和3年度は報告を受けていないが、村内一円で多数の目撃情報があり、自家栽培のきゅうり、トマト(5月～8月)への被害が懸念される。

④カワウ

カワウによる被害は、漁業者の減少により報告されていないが、養殖場や釣り堀付近で生息が確認されており、今後被害の発生が予想される。

⑤ニホンザル

ニホンザルによる被害は、生息域の変化等により近年発生していないが、近隣市町村において被害が発生しているため、今後被害の発生が懸念される。

⑥ハクビシン

ハクビシンによる被害は、令和3年度は報告を受けていないが、村内全域で多数目撃されており自家栽培のトウモロコシ(7月～8月)への食害がある。また、人家への侵入(通年)を見られ、生活環境被害も増加しており、今後被害の拡大が懸念される。

⑦ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、令和3年度は報告を受けていないが、過去には自家栽培のインゲンなどで食害が発生しており、ニホンジカによるものと思われる。

また、村内全域で目撃があり、被害の拡大が懸念される。

(3)被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

ツキノワグマ

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

カラス

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

カワウ

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
水産物被害額	—	—
水産物被害量	—	—

ニホンザル

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

ハクビシン

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

ニホンジカ

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
農作物被害額	—	—
農作物被害面積	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① イノシシ:くくりわな、箱わな、ICT捕獲柵、わな監視装置を活用した捕獲を実施。 ② ツキノワグマ:箱わな、銃器による捕獲を実施。 ③ カラス:集団で銃器による捕獲を実施。 ④ カワウ:銃器による捕獲を実施。 ⑤ ニホンザル:銃器による捕獲を実施 ⑥ ハクビシン:箱わなによる捕獲を実施。 ⑦ ニホンジカ:くくりわな、箱わな、ICTわな監視装置を活用した捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手育成が急務となっている。 ・被害(面積)の増加が懸念されていることから捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。 ・くくりわななど捕獲機材の数量が不足している。 ・捕獲経験が浅いため、捕獲技術が未熟である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ①農家個人で電気柵等の防護柵を設置。 ②追い払い活動を実施。 ③緩衝帯の整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵(非電化)や緩衝帯の設置は多大な労力が掛かり高齢の農業者には設置が難しい。 ・個人だけでなく集団で取り組むことが必要である。

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の種類増加に伴い農作物の被害エリアが広範囲に亘ってきている。鳥獣被害対策として、被害防除・生息環境管理・個体数調整を組み合わせる総合的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域住民が自ら農作物を守るという意識改革が行われるよう、集落環境診断、緩衝帯の整備、放任果樹の除去等を防災無線や村の広報誌等を用いて啓発を図る。 ②被害防除を目的とした講習会等を実施し、電気柵の設置方法や残渣除去など被害防除方法を住民へ広く周知する。 ③自己防衛の意識醸成、及び生産意欲の減退を防ぐため、個人、団体を問わず生産者に対し、電気柵設置補助金事業を実施し、広域的な被害防止を図る。 ④被害(面積)の増加が懸念されていることから、捕獲隊への活動補助金等の支援を強化する。 ⑤ 高齢化に伴い捕獲隊員の確保が難しい状況にある。ため、既存の捕獲隊員への狩猟税等の補助、狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。 ⑥ 箱わなやくくりわなの捕獲機材の導入数を増加するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。 ⑦イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。 ⑧ ニホンザルについては、今後、天栄村ニホンザル管理事業実施計画を策定し、群れの生息状況、被害実態等のモニタリングを行い、被害発生を抑制する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村が天栄村鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲時期、捕獲場所等について協議しながら実施する。ライフル銃も併用し活動する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ツキノワグマ カラス カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンジカ	1 捕獲の担い手育成に関する取組み ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・狩猟免許取得に関する研修会の開催 ・捕獲技術向上に関する研修会の開催 2 捕獲機材の導入による取組み ・箱わな、くくりわなを用いた効率的な捕獲の検証 ・目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施
6	イノシシ ツキノワグマ カラス カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンジカ	1 捕獲の担い手育成に関する取組み ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・狩猟免許取得に関する研修会の開催 ・捕獲技術向上に関する研修会の開催 2 捕獲機材の導入による取組み ・箱わな、くくりわなを用いた効率的な捕獲の検証 ・目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施
7	イノシシ ツキノワグマ カラス カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンジカ	1 捕獲の担い手育成に関する取組み ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・狩猟免許取得に関する研修会の開催 ・捕獲技術向上に関する研修会の開催 2 捕獲機材の導入による取組み ・箱わな、くくりわなを用いた効率的な捕獲の検証 ・目撃情報等の収集、生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県カワウ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 令和3年度捕獲実績13頭及び天栄村における過去5年間の捕獲実績の平均18頭に基づく捕獲計画20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 令和3年度捕獲実績13頭及び天栄村における過去5年間の捕獲実績の平均18頭に基づく捕獲計画20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 令和3年度捕獲実績13頭及び天栄村における過去5年間の捕獲実績の平均18頭に基づく捕獲計画20頭
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標100羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標100羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標100羽
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標50頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標50頭

ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。捕獲目標30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。捕獲目標30頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。捕獲目標30頭
捕獲等の取組内容			
① イノシシ:くくりわな、箱わな、銃器による(捕獲実施時期:通年) ② ツキノワグマ:箱わな、銃器による(捕獲実施時期:4月～11月) ③ カラス:銃器による(捕獲実施時期:通年) ④ カワウ:銃器による(捕獲実施時期:通年) ⑤ ニホンザル:箱わなによる(捕獲実施時期:通年) ⑥ ハクビシン:箱わなによる(捕獲実施時期:通年) ⑦ ニホンジカ:くくりわな、箱わなによる(捕獲実施時期:通年) 捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物被害のある地区とする。			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
天栄村内全域において、イノシシによる水稻や馬鈴薯の食害、畦畔の破壊等が通年発生している。それらをより効果的に駆除を行うための有効な手段として、ライフル銃を本村隊員に所持させる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	電気柵5,000m	電気柵5,000m	電気柵5,000m
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵
ハクビシン	1,000m	1,000m	1,000m
ニホンジカ			
ニホンザル			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ツキノワグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣被害防止に関

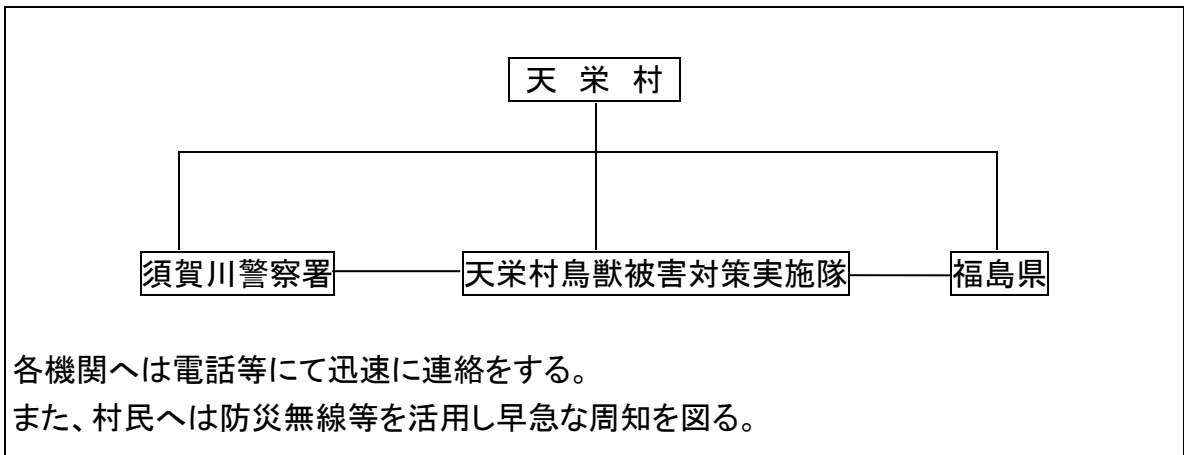
	カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンゾカ	<p>する情報提供を行い、自衛意識を喚起し、放任果樹の除去、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等を活用し電気柵の設置を推進する。 ・被害発生地を定期的にパトロールするなど追い払い活動を実施する。
6	イノシシ ツキノワグマ カラス カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンゾカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び生息状況の情報に基づいた被害防止対策を立案する。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を喚起し、放任果樹の除去、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理による被害防止効果を実証する。 ・補助金等を活用し電気柵の設置を推進する。 ・電気柵の設置を併せて緩衝帯の整備を推進する。 ・被害発生地を定期的にパトロールするなど追い払い活動を実施する。
7	イノシシ ツキノワグマ カラス カワウ ニホンザル ハクビシン ニホンゾカ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を喚起し、放任果樹の除去、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理による被害防止体制を確立する。 ・補助金等を活用し電気柵設置の設置を推進する。 ・電気柵の設置と併せて緩衝帯の整備を推進する。 ・被害発生地を定期的にパトロールするなど追い払い活動を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は被害が生じるおそれがある場合の対策に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
天栄村	被害対処の中核となり、関係機関との調整を図る。
天栄村鳥獣被害対策実施隊	わなや銃器による対象鳥獣の捕獲を行う。
須賀川警察署	村民に注意喚起し、安全確保を図る。また、捕獲活動に関する助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局 県民環境部	情報の提供や周知を図る。また、捕獲許可の検討等、狩猟に関する助言と指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	天栄村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
天栄村	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
夢みなみ協同組合 天栄支店	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を実施する。
福島県農業共済組合 県南支所	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を実施する。
一般社団法人福島県猟友会 須賀川支部天栄分会	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を実施する。
天栄村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。
天栄村駐在員会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。
南会東部非出資漁業協同組合	カワウ(アオサギ等を含む)対策の情報提供を行う。
阿武隈川漁業協同組合	カワウ(アオサギ等を含む)対策の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	鳥獣保護、環境保全担当の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島森林管理署白河支署 (大平森林事務所)	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 (大屋森林事務所)	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
ふくしま中央森林組合岩瀬事務所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

民間隊員14名及び地域おこし協力隊2名で構成された鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲及び捕獲の指導、侵入防止柵の設置の指導及び被害防止対策の推進及び技術の普及等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などが見られる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は捕獲者所有地へ埋設しているが、敷地にも限界があるため、今後は福島県及び近隣市町村と連携し焼却施設の建設を検討したい。また、学術研究の一環で研究材料として扱う希望があれば、研究機関等へ提供する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本村全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息環境管理・被害防止対策・個体数管理の3つの対策を総合的に集落全体、地域住民が鳥獣害対策を実施していく体制づくりを目指す。特に、集落環境診断や野生鳥獣の習性等の学習を行い、地域住民自ら対策を実施していくきっかけを与えていくことが重要である。